

建設工事の事後審査型一般競争入札の課題及び今後の対応について

1 要旨・目的

令和6年11月建設委員会で指摘を受けた、事後審査型一般競争入札における資格要件を満たさない者による応札の発生について、今後の対応の方向性等を報告する。

2 現状・背景

(1) 事後審査型の導入背景

一般競争入札の拡大に伴う事務手続の増大に対応するため、平成19年10月1日以降に公示する工事から事後審査型一般競争入札を導入している。

一般競争入札の拡大の背景

平成18年度に公共工事をめぐる入札談合事件の摘発が相次いで発生している状況を受け知事会から示された公共調達改革に関する指針を踏まえ、入札契約制度を改正

【主な内容】

○ 一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止

- ・1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札
- ・入札参加資格事後審査方式の導入（事務量の軽減等の課題）など

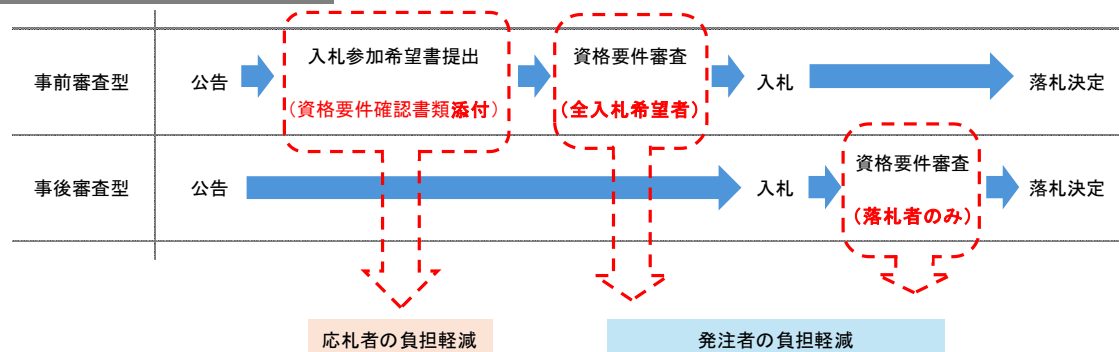
○ 総合評価落札方式の拡充

○ ペナルティの強化 など

一般競争入札の拡大の内容

	1千万円	5千万円	1億円	10億円
～H19.3.31	指名競争入札	公募型指名競争入札	一般競争入札	
H19.4.1～9.30	指名競争入札	公募型指名競争入札	一般競争入札	
H19.10.1～	指名競争入札	一般競争入札		

一般競争入札の事務の流れ



(2) 制度導入のメリット（負担軽減の内容）

区 分	不要となる事務手続き
応 札 者 (建設事業者)	○入札参加希望書・資格要件確認書類の作成・提出 ・企業実績（コリンズ登録のない場合は発注者による証明書等） ・技術者（資格者証又は実務経歴書、雇用関係確認書類等）
発 注 者	○入札参加希望書の受付 ○資格審査（格付、地域要件、完工高、企業実績、技術者の資格有無・実績等） ○資格要件の結果通知

(3) 資格要件を満たさない者による入札の排除

一般競争入札の拡大や変動型調査基準価格導入と合わせ、指名除外措置基準を強化

適用開始時期	指名除外を措置する場合
事後審査型導入 (平成 19 年 10 月～)	落札候補者が資格要件を満たさない場合
変動型調査基準価格導入 (令和 5 年 9 月～)	入札に参加できないことが明らかな者が入札したことが判明した場合（格付や認定業種が異なる場合等）

※ 錯誤による場合など情状酌量の余地がある場合は除く

(4) 問題点

資格要件を事前に審査しないため、資格要件を満たさない者が入札する恐れがあり、変動型調査基準価格の決定プロセスへの影響が生じる可能性がある。

3 概要（対応策）

競争環境の公正性を担保するため、不適切な入札の排除徹底に向けて、次のとおり制度の見直しを行う。（具体的な制度設計を行ったうえで業界周知を行い、来年度適用開始を予定）

区分	手法	内容
事前排除の環境整備	電子入札システムによるフィルタリング	・参加要件の一部（客観的項目）についてシステムチェックの仕組の導入（システム改修）
抑 止 強 化	モニタリング強化	抽出調査
		・落札候補者以外の応札者の詳細な資格審査を抽出実施（調査実施ができるよう入札条件見直し）
	通報窓口の設置（制度所管課によるモニタリング）	・疑義行為（資格要件のない者の応札等）の通報専用のメールフォーム設置
	措置強化	指名除外の措置強化
		・業種や格付など入札に参加できないことが明らかな者が入札に参加した場合（原則全て）

※ 不正が疑われる場合は、従来どおり談合情報対応マニュアルに基づき厳格に対応

4 その他

今回判明した資格要件を満たさない者による入札 12 件については、ヒアリング調査を行う。
また、今後も資格要件を満たさない者による入札案件など不正につながる案件については、積極的にヒアリング調査を実施し、必要な対策を多角的に検討し、随時必要な取組を行う。

＜ 資格要件を満たさない者による入札の発生状況（令和 5 年 9 月以降公告案件） ＞

	発注件数	該当件数	発生率
R4～R5.8 (低入制度改正前)	979	8	0.8%
R5.9～R6.11 (低入制度改正後)	797	12	1.5%

※ランクが一致していない業者による応札があった案件（土木建築局発注分）